

官民競争入札等監理委員会
第152回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第152回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成27年5月27日（水）14:58～15:54

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

○機構内情報共有システム（Withシステム）の運用業務の調達（住宅金融支援機構）

3. 事業の評価（案）について

○矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務

○電子商取引モニタリング事業

4. 「公共サービス改革基本方針（案）」及び公表資料（案）について【非公開】

5. 閉 会

○樫谷委員長 少し時間前なのですけれども、全員そろいましたので第152回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりでありますけれども、議題4については、本委員会運営規則第5条の規則に基づきまして会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項(案)について御審議をいただきたいと思います。本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

それでは「機構内情報共有システム(Withシステム)の運用業務の調達」の実施要項(案)について、石堂主査から御報告をお願いしたいと思います。

○石堂委員 それでは、私のほうから御報告させていただきます。

住宅金融支援機構の「機構内情報共有システム(Withシステム)の運用業務の調達」ということでございます。

まず、横のカラーページの参考資料が2枚目以下に入っていると思いますので、それをごらんいただきたいと思うのですが、この図にありますようなシステムで、その下のほうにありますように、今回の運用業務の調達の部分については①、②、③とありますようにヘルプデスクの関係、ハード部門を除いた保守運用対応、3番目に関連する基盤構築業者、各システムの構築業者との調整の一次窓口業務といったものが対象ということで、ごく普通のシステム運用とごらんいただければと思います。総額的にも、年間6,000万くらいとそう大きなものではございません。

小委員会での討議内容につきましては、資料1-1をごらんいただきたいと思います。

幾つか論点がございましたが、まず「入札参加資格について」です。個人情報等を扱う関係で守秘義務、セキュリティ基準等について社則等が現在あるかということが参加資格の中に入っておったのでありますが、これは実際に業務開始までに整備されればいいのではないかということで、若干時期をおくらせることが可能なようにいたしました。

この点については若干リスクがあるのでありまして、落札した業者が、結局、業務開始までにそれを整備できなかったときはどうなるのだという問題があるのですが、これは公的な資格をとるといったこととは違いまして、会社自身が社内の手続をどう踏むかでございますので、その不安はないだろうということで、時期的にちょっとずらしたものでございます。

2番目に「本件業務の引継ぎについて」であります。これも何度も話題になっていたところでございますけれども、明確に発注業者が引き継ぎ業務全体に責任を負うということをしちゃんと明記したほうがいいたろうということで、その部分を要項上明らかにしていただいたということでございます。

3番目に「落札者の決定方法について」でございますが、いろいろな評価項目があるのですけれども、総合評価点の評価水準に1~5のランクがございまして、その最高ランクのところ、業者からの提案が、本件業務の実績において実現性があるかということを開

う仕組みになっておりまして、これも日本語の読み方としては、本件のような業務であれば提案内容は実現できるだろうと考えられればいとも読めますし、一方、限定的に読むと、本件業務で実績を上げていなければだめだとも読めるので、その部分は現行業者に変に有利に読めないように、同種業務での実績を見る中で実現性があるかどうかを判断できればいいと変えたというところがございます。

4番目でございますが「現行事業者の実施状況の開示について」。情報開示の部分でございます。

これは2面にわたりますけれども、今回、これまでやってきた事業の中で、サーバー等の基盤の運用業務について、今回は業務から外すということがございまして、そのことを実績との関係できちっと示すべきだろうということで、これは要項の、本冊の26ページをお開きいただきたいと思うのですが、左側のページになります。今回、その業務を外すことによりまして、運用員1名程度の相当額の減額が見込まれるということを書いたということがございます。

「2. 従来の実施に要した人員」についても、この辺に御注意くださいということで情報を開示したということがございます。

また、過去の情報開示に関しましては、1枚めくっていただきまして、同じ要項の28ページになりますけれども、従来の実施においてSLAが未達成に終わった部分があるということで、それが、ただ未達成だったというだけの表示だったのですが、なぜ未達成になったかということがはっきりしないと新規の業者さんは不安に感じるだろうということで、これは24年度のところの92.0というのは「(注記事項)」にございますように「ハードウェア機器故障の案件の復旧完了報告が漏れていたためである」という案件だと。こういうことを注意してもらえば、発生はしないのだということをも明記したということがございます。

資料1-1に戻っていただきますが、そのほかに専門委員からの指摘として、この案件は全体として非常に安くなっているという指摘がございまして、提案書の技術点の基礎点、加算点の割合に若干見直しを加えて、質の確保にもうちょっと重点を置いたらいいのではないかという御意見がございました。

ただ、この点については、現在、どういう質を確保していただくべきかということについては今の要項の内容で恐らく問題ないだろうということで、質問に対する回答とか資料の閲覧等の各局面で発注者の側から詳細な説明をしていく、そして今回は、特に、先ほど申し上げましたように、基盤部分の運用を抜くということがあるので、新しく参加してくる人は前より安く入れないと落とせないだろうということに非常に考え方が集中する可能性がある中で、その辺はうまく説明して、質の確保に重点を置いていただくようにやっていくということにいたしました。

最後に、これに従いまして意見募集を行いまして、30件ございました。これは前回、私がこの場で御説明いたしました農水省のものと似ていまして、農水省のときは4者から70件の意見があったわけですが、今回も3者から30件ということで、非常に限られた業者さ

んから寄せられておりまして、逆に言うと前回は申し上げましたように、この仕事に参加しようという意欲が非常に強いと見られる中身でございました。

2.にありますように、質問内容は「仕様の明確化に関する要望や確認」、「業務範囲の確認」が大半を占めておりまして、そのほかにその次にありますように、引き継ぎについての要望もあったということで、これらで18件の修正を行って要項を固めたというところでございます。

私の説明は以上でございますけれども、先ほどの引き継ぎのことに关しまして、変に現業者が有利にならないよなという点について、これまでも何度も何度も同じよな指摘がございまして、見るところ、こういう指摘をしても、話題になった案件の中でしか活用されていないという感じがいたします。そういう意味では、引き継ぎなどについては出てくる段階できちっとしたものになっていていい時期に来ているよな気もいたします。今後、ここで挙げられた指摘のいわば水平展開みたいなものをどういふふうにやっていくかが一つの課題かなと思っております。

私からの説明は以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

御質問はございませんでしょうか。

今の件についてどうなのでしょう。引き継ぎに関してはガイドラインなどに入れておりますね。それにかかわらず徹底していないということですか。

○新田参事官 現行のガイドラインで既に入れておりますので、担当を含めて徹底をしてまいりたいと思います。

○樫谷委員長 チェックをお願いします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

余り関係ないかもしれないですけども、パワーポイントの参考資料の右下に費用が6,400万円とあって、括弧の中はどのような意味なのですか。

○新田参事官 月数で割っている数字です。

○樫谷委員長 でも、月数で割ってもちょっと違いますね。

○前原委員長代理 月60万円だと7,200万円になります。

○事務局 これは人数で割っています。

○石堂委員 これは、先ほど申し上げましたが、非常に荒っぽい計算ですけども、この事業が安く見えるというところを月割りしていくと100万を超えるよなであれば随分高いよなに見える。この場合には60万円くらいなので、随分低く見えるのよなですよというところのために入れた数字です。

○樫谷委員長 人日みたいな感じなのですね。

○石堂委員 そうです。

○樫谷委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、特に御質問はないよなでございますので、公共サービス改革法第14条第5項

の規定に付議されました実施要項案につきましては、管理委員会としては異存はないということにしたいと思います。

続きまして、事業の評価（案）について御審議いただきたいと思ひます。

事業の評価（案）につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

それでは「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務の評価（案）」及び「電子商取引モニタリングの評価（案）」について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○金子参事官 それでは、評価（案）2件について御説明をいたします。

最初の案件でございます。「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」について、お手元の資料2-1とその下に横長の図を用意してございますので、あわせてごらんいただければと思ひます。

まず、業務の概要について図で御説明をしたいと思いますけれども、こちらはいわゆる受刑者の方の情報を管理するようなデータベースのシステムでございます。このシステムに関しまして、受託者の方にバックアップ等のシステムの運用を行っていただいたり、セキュリティの管理、刑務所の職員等からの問い合わせ等に対応していただくといった内容でございます。

この業務は、2期目の事業となつてございます。資料2-1に戻っていただきまして、今回の2期目の評価の内容について御説明をしたいと思います。

1. のところがございますように、今回、応札者は1者ということでございました。

2. に質に関する評価について書いてございますけれども、通常のOA案件によく見られるような利用者の満足度をアンケートによって調査をしたり、あるいは稼働率等に一定の数値目標を設けてございましたけれども、これらをいずれもクリアしているということでございます。

創意工夫に関しましては、バックアップ体制に係る対応手順書の整備強化等、事業者さんの工夫というのも見られたということが確認できてございます。

3. の経費に関するところでございますけれども、市場化テスト実施前と比較いたしまして、37.7%の経費の増加ということでございました。これにつきましては、要因を幾つか書いてございますけれども、大きな要因としては、従来の常駐要員だけで対応できないような案件というのがふえていて、業務量の増加が見られたといったのが一番の理由ということでございますが、それ以外にも、従来の実施状況として開示してございます作業工数に比して、従来の実施経費は少し安過ぎたのではないかという見方もございまして、そういったもろもろのことを勘案いたしますと、37.7%という経費の増加について、直ちにこれは問題だという状況にはないのかなという評価でございます。

4. でございますけれども、今回の状況でございますが、実施状況自体は特に質等については問題がなかったわけでございますけれども、一者応札であったということでございます。次回は4期と書いてございますが、これは単年度の事業ということなので、今回の評

価対象が26年度の2期目の事業、27年度については3期目の事業が動いており、その次の入札のことを4期目の事業ということで申し上げますけれども、そちらについても引き続き市場化テストを継続して実施するのが適当であると考えてございます。

次回の4期目の事業に当たりましては、これまで単年度の事業で行ってございましたけれども、これはシステムの更新等が検討されていたということで複数年化ができなかったわけですが、今年度の途中でシステムの更新を行う予定でございますので、更新後については3年6カ月という複数年の契約にするとか、あるいは引き継ぎ期間を長く設けるといった改善を図った上で行いたいと考えているところでございます。

2件目の案件について御説明をいたします。「電子商取引モニタリング事業」でございます。こちらについても資料3-1という概要紙と、その下に事業の概要について図を用意してございますので、あわせて確認をいただければと思います。

こちらの事業の概要について、図に基づきまして御説明をいたしますと、これは消費者庁の事業でございますけれども、具体的にはおとりのメールアドレスを用意していただいて、いわゆる迷惑メールと言われているような誇大広告があったり、あるいは消費者の承諾を得ていないにもかかわらず送られてくるようなメールを収集していただく。こういったものについて、例えば、特定商取引法に違反するということになりますと、消費者庁やその他の省庁から必要な改善指導等を行うこととなりますので、そのための調査も行った上で、消費者庁にそのデータを報告いただくという内容。

加えまして、図の下のほうにございますけれども、インターネット等の通信販売の広告についても、例えば誇大広告であるとか、特定商取引法に違反するような事例というのはあり得るわけでございますので、そういったものについて同じように収集をして消費者庁に報告いただくという調査ものの事業ということになってございます。

こちらにつきまして、今回、1期目でございますけれども評価をいたしました。評価の内容については資料3-1に基づきまして御説明をいたします。

「1. 事業概要」のところがございますように、応札者について今回は2者ございました。

2. の質に関する評価でございますけれども、違反の事例を集めていただくという調査内容でございますので、一定数の事例を収集していただくということで数値の目標を掲げてございますけれども、こういったものは全てクリアをしたということでございました。

加えて、創意工夫に関しましても、受託事業者がこれは法令に違反している事例ではないかと集めたもののうち、実際に消費者庁等の何らかのアクションにつながったというものを違反サイト発見率と申してございますけれども、そういったものの向上が見られたということでございまして、効率よくそういう違反事例を集めていただく上で、事業者のノウハウというのも生かされたと評価をしております。

3. の経費に関するところでございますけれども、こちらについても26%の経費の削減が見られたということでございまして、4. に今後の事業について書いてございますけれども、

良好な実施状況にあるということで、今期をもって終了することにはいかがかという評価にさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、監理委員会としては異存はないということにしたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となります。